

# 山梨県公報

第四百三十三号

令和五年

十二月十一日

月 曜 日

## 目次

### 告示

### 公告

○急傾斜地崩壊危険区域の指定.....七〇七

### 公 告

○換地計画の決定.....七〇七

## 告示

### 山梨県告示第二百九十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十二月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域	山梨県甲斐市岩森字道下の区域内の土地のうち、次の七点から十六点までを順次結んだ線及び七点と十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域(平成二年山梨県告示第五百六十四号で指定した土地の区域を除く。)
岩森の2	番号
	座標
七点	北緯三五度四一分二二秒三七八五 東経一三八度二九分二〇秒八二五八
八点	北緯三五度四一分二二秒五六三二 東経一三八度二九分一九秒三八九五
九点	北緯三五度四一分二四秒六五三九 東経一三八度二九分一九秒六六〇一

## 公告

### 換地計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営中山間地域総合整備事業(双葉北部地区第三工区)の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和五年十二月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 縦覧書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 令和五年十二月十二日から令和六年一月十二日まで
- 縦覧場所 甲斐市役所
- 審査請求期間 この公告の日から令和六年一月二十七日まで
- 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和六年六月十一日まで

十点	北緯三五度四一分二六秒一八九〇 東経一三八度二九分二一秒二五四七
十一点	北緯三五度四一分二五秒七六四八 東経一三八度二九分二一秒二一八七
十二点	北緯三五度四一分二五秒七〇五二 東経一三八度二九分二一秒一七六七
十三点	北緯三五度四一分二五秒三七七〇 東経一三八度二九分二一秒八三〇二
十四点	北緯三五度四一分二四秒七四八〇 東経一三八度二九分二一秒五一〇一
十五点	北緯三五度四一分二四秒一三六九 東経一三八度二九分二一秒二八九三
十六点	北緯三五度四一分二三秒二七〇四 東経一三八度二九分二〇秒九〇六〇

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番